

「デジタルアーカイブ推進コンソーシアム」規約

(名称)

第1条 本会を、デジタルアーカイブ推進コンソーシアムと称する。

(事務局)

第2条 本会事務局は、東京都文京区本郷7丁目3-1 東京大学大学院情報学環 DNP 学術電子コンテンツ研究寄付講座内に置き、会計処理等必要な事務作業は外部事業者
に委託する。

(目的)

第3条 本会は、我が国における各種デジタルアーカイブ関連産業の育成・発展及びコンテンツ関連産業との連携強化を図るため、全国レベルのコンテンツ形成・デジタルアーカイブ基盤整備に関わる政策提言、デジタルアーカイブ振興に関わる研究開発の支援・関連技術標準化の促進、デジタルアーカイブ・コンテンツの利用促進に関わる広報普及及び我が国のデジタルアーカイブを基盤とするコンテンツ・技術の海外展開の促進に関わる事業の推進を目的とする。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- 1 デジタルアーカイブ産業振興のための方策の検討と関係機関への働きかけ
- 2 関連技術標準化、ビジネスモデル化等の調査研究
- 3 産業振興のための政策提言
- 4 会員間及び関連機関・関係者との交流
- 5 広報普及のためのイベント開催、情報発信
- 6 会員向けセミナー、講演会等研修
- 7 その他本会の目標を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会は、前条の目的に賛同する法人及び団体をもって構成する。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得て会員になることができる。

(役員)

第7条 本会は、会員の互選により選任される次の役員を置く。

会長、副会長2名、幹事若干名、事務局長（会計担当）、監事

- 2 本会の常務は、前項の役員らをもって構成される役員会により行う。
- 3 役員は無報酬とする。
- 4 役員の任期は別途定める。

(顧問)

第8条 専門的助言を得るため、顧問若干名を置く。

(会費)

第9条 本会の会費は、次のとおりとし、各年度分を当該年度5月末迄に支払うこととする。

幹事会員 年額 400,000 円

一般会員 年額 200,000 円

情報会員 年額 30,000 円

(退会)

第10条 会員は会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、会長に届け出なければならない。

(会議)

第11条 本会は、年1回の定期総会と、役員会にてこれを必要と認めた場合開催する。

2 役員会は、会長又は事務局長がこれを必要と認めた場合に開催する。

(委員会等の設置)

第12条 専門的事項について審議するため、委員会その他必要な組織を設置することができる。

(規約の改正)

第13条 本会の規約は総会における過半数の議決で改正することができる。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は各年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第15条 本会の運営に関し必要な事項は役員会で別に定める。

附則 この規約は、令和元年6月1日より施行する。